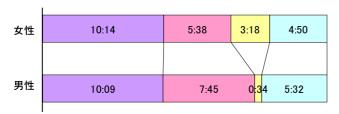
職場、家庭及び地域においてだれもが 多様な生き方を選べる社会にしよう

●男女有業者の週平均生活時間(鳥取県)

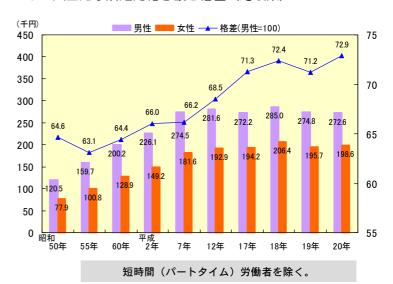


- 睡眠、食事
- 仕事、学業、通勤・通学
- 家事、介護・看護、育児、買い物
- 余暇時間

有業者:15歳以上の人で普段の状態として収入を目的と した仕事を続けている人。家族従業者、育児休業 等で仕事を一時的に休んでいる人。おおむね年 30日以上仕事をしている人を含む。

【資料:総務省「社会生活基本調査」(平成18年)】

●一人当たり所定内給与額と格差(鳥取県)



【資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】

重点目標

- 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう
- 2 仕事と家庭を両方大切にしよう
- 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう
- 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう





固定的な性別役割分担(性別に基づく固定的役割分担)意識

個人の能力によってではなく、「女性」「男性」という性別を理由として、役割を決めつける(固定的に分ける)こと(考え方)です。例えば、「男 は仕事、女は家事・育児」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により女性男性の役割を決めている事例です。

В

計画策定時

近

目 標 値

- 男女共同参画推進企業の認定企業数
- 2 4 社 (H18.9)
- 1 9 8社 (H21.10) → 350社(H21.3)

- 家族経営協定締結農家数
- 125組(H18.3)
- 178組(H21.3) → 170組(H23.3)

男女共同参画に関する主な動き

年	鳥取県	日本	世界
昭和21(1946)		「日本国憲法」公布	
昭和30 (1955)	地域・職域・職能・福祉団体の代表で構成さ れる婦人懇話会の設置		
昭和32(1957)	婦人相談所、婦人寮開設		
昭和50 (1975)			国際婦人年、国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)「世界行動計 画」採択
昭和51(1976)			「国際婦人の10年」 ~1985年
昭和52(1977)	婦人行政の窓口となる婦人青少年室を設置		
昭和54(1979)			国連「女性差別撤廃条約」採択
昭和60 (1985)	「鳥取県婦人基本計画」策定	「女性差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布	「国連婦人の10年」ナイロビ世 界会議開催、「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦略」採択
平成3 (1991)	「とっとり女性プラン」策定	「育児休業法」公布	
平成5 (1993)			国連「女性に対する暴力の撤廃に 関する宣言」採択
平成7 (1995)		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制 化)	第4回世界女性会議「北京宣言及 び行動綱領」採択
平成8 (1996)	「とっとり男女共同参画プラン」策定 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定	「男女共同参画計画2000年プラン」策定	
平成9 (1997)	「鳥取県人権施策基本方針」策定	「男女雇用機会均等法」改正	
平成11(1999)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成12 (2000)	「鳥取県男女共同参画推進条例」制定	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布、施行	国連特別総会「女性2000年会 議」(ニューヨーク)
平成13 (2001)	「鳥取県男女共同参画センターよりん彩」開 設、鳥取県男女共同参画推進員の設置 「鳥取県男女共同参画計画」策定	「配偶者暴力防止法」施行	
平成14 (2002)	鳥取県婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与(中・西部福祉事務所は H16年に付与) 「鳥取県立人権ひろば21ふらっと」開設		
平成15 (2003)	「鳥取県男女共同参画推進条例」一部改正	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成16 (2004)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」策定 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度創設 「鳥取県人権施策基本方針」第一次改訂	「配偶者暴力防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	
平成17 (2005)	「とっとり子ども未来プラン(鳥取県次世代 育成支援行動計画)」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	国連「北京+10」世界閣僚級会 合(ニューヨーク)
平成18 (2006)		「男女雇用機会均等法」改正	
平成19 (2007)	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定	「配偶者暴力防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)憲章」「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定	
平成20 (2008)	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計 画」改定 「鳥取県男女共同参画推進条例」一部改正		

男女共同参画に関する御意見や問い合わせなどはこちらにお寄せ下さい。

鳥取県企画部男女共同参画推進課

電話 0857-26-7077 ファクシミリ 0857-26-7127

URL http://www.pref.tottori.]g.jp/danjyo/
E-MAIL danjyo@pref.tottori.jp

鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」 電話 0858-23-3901 ファクシミリ 0858-23-3989

URL http://www.pref.tottori.jp/yorinsai/

E-MAIL yorinsai@pref.tottori.jp